

遵 守 事 項

- 1 火災警報発令中の場合は**中止**すること。
- 2 林野火災注意報 及び 林野火災警報発令中の場合は中止すること。
- 3 責任者は、**必ず現場で状況を監視**すること。
- 4 火入れの**実施前及び実施後**は、必ず**管轄消防署に電話**すること。
- 5 この届出は許可ではなく、火災と紛らわしい煙又は火災を発する行為に対して、事前に消防が把握するための届出です。
- 6 火災警報 及び 林野火災警報は、発令区域内の『火の使用制限』がされます。『火の使用の制限』違反した者に対して、罰金又は勾留に処することが消防法で定められています。
- 7 各警報及び注意報の解除については、白河消防本部ホームページを確認するか、管轄の消防署に確認をお願いします。

【白河消防本部ホームページ】

<https://shirakawa-syoubou.jp/>



【問 い 合 わ せ】

棚 倉 消 防 署	T E L	0 2 4 7 - 3 3 - 4 5 2 2
埴 分 署	T E L	0 2 4 7 - 4 3 - 1 2 1 9
鮫 川 分 署	T E L	0 2 4 7 - 4 9 - 2 1 1 9
矢 祭 分 署	T E L	0 2 4 7 - 4 6 - 2 1 1 9